

自動車フロントガラス3面へのフィルム施工時の可視光線透過率測定に関すること

日本ウインドウ・フィルム工業会は、国土交通省 自動車局整備課及び車両基準・国際課と面談を行い、2023年1月13日に自動車局整備課整備事業班長名で出された事務連絡「指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導について」の内容確認を行い、また法令順守の観点から工業会として下記の見解を出すにいった。

<見解>

日本ウインドウ・フィルム工業会は、2023年1月13日に国土交通省自動車局整備課整備事業班長名で出された事務連絡にのっとり、また法令順守の観点からフロント3面にフィルムを施工する時は、フィルム貼付後そのつど可視光線透過率測定器（国土交通省が公表している仕様を満たしているもの）を用いて測定を行い、高透明遮熱フィルムの普及をすすめる。

<測定の根拠>

- 1、自動車フィルムのフロント3面への施工にあたっては、道路運送車両の保安基準29条に記載されている細目告示第2節117条に従い、フィルムを貼付しているガラスは全てを測定する必要がある。
- 2、目視により可視光線透過率が70%以上あるか否かの判別方法については、上記1により目視による判定行為は認められない。
(測定器を使用しなければ可視光線透過率が70%以上あるか否かの判定ができないこと)

<フロントガラス3面へのフィルム施工の可否>

日本ウインドウ・フィルム工業会は、上記を遵守することで高透明遮熱フィルムをフロントガラス3面に施工することは可能であると考えていることから（フィルム貼付後の可視光透過率が70%以上ある場合）、今後フロントガラス3面へのフィルム施工を普及させるべく活動を行ってまいります。

2023年7月14日

日本ウインドウ・フィルム工業会